

足利銀行問題対策特別委員会

報 告 書

平成19年3月

足利銀行問題対策特別委員会

目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	2
委員会における主な協議事項	6
1 足利銀行の「経営に関する計画」の進捗状況	6
（1）受け皿移行期における業務運営	6
（2）組織の活力維持等	7
2 受け皿移行期における県の支援	8
3 受け皿問題に係る県議会の取組	8
（1）受け皿に関する意見書の協議	8
（2）受け皿選定に係る取組	10
おわりに	12
委員名簿	13
調査関係部課	14
参考資料	
・ 足利銀行の受け皿に関する意見書	
・ 足利銀行の受け皿に関する要望（栃木県議会）	
・ 要望書（栃木県）	

はじめに

平成15年11月末の足利銀行の破綻・一時国有化措置以来、県議会においては、毎年度、足利銀行問題対策特別委員会を設置し、県内経済の安定対策等について調査研究を進めてきた。

4年目を迎えた今年度は「県内金融・経済の安定対策」を重点テーマに掲げ、調査研究活動を行うこととした。

今年度も足利銀行はもとより、地元金融機関の関係者から、引き続き、足利銀行問題への対応等について状況を聴取するとともに、平成18年9月1日の金融庁における受け皿選定作業着手の公表を受けて、県執行部から「足利銀行の受皿選定に伴う対応状況」等について説明を受け、質疑・意見交換を行い、昨年9月及び本年2月の2回の国のヒアリングにおける知事の意見等に県議会の考えを反映させるなど、機動的・精力的な活動を行ってきた。

本報告書は、今年度の主な調査研究活動の結果を取りまとめたものである。

委員会の活動状況

- 1 平成18年 3月20日（月）〔第1回委員会 定例会中〕
第284回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。正副委員長の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に中川 幹雄委員が選任された。

- 2 平成18年 4月28日（金）〔第2回委員会 閉会中〕
 - (1)重点テーマを協議し、次のとおり決定した。
「県内金融・経済の安定対策」について
 - (2)年間活動計画を協議し、決定した。
なお、本委員会は年間活動計画にとらわれず弾力的に開催することで、了承を得た。

- 3 平成18年 6月13日（火）〔第3回委員会 定例会中〕
 - (1)「足利銀行の平成18年 3月期決算」について、足利銀行から聴取し、質疑を行った。
 - (2)「栃木県産業再生委員会条例の一部改正」について審査・採決を行い、原案を可とすることに決定した。

- 4 平成18年 7月27日（木）〔第4回委員会 閉会中〕

「県内の中小企業に対する金融の現状」について、栃木銀行、県信用金庫協会及び県信用組合協会から説明を受け、意見交換を行った。

5 平成18年 8月23日（水）～25日（金）

〔第5回委員会 閉会中〕

大分県及び静岡県への県外調査を実施し、「大型温泉地における再生の取組」、「先進的な温泉地の取組」及び「金融機関における企業再生や企業支援の取組」について説明を受け、意見交換を行った。

・調査先

大分県：大分県企画振興部観光地域振興局

由布市環境商工観光部商工観光課

静岡県：静銀経営コンサルティング（株）

静岡キャピタル（株）

6 平成18年 9月7日（木） 〔第6回委員会 閉会中〕

「足利銀行の受皿選定開始に伴う対応等」について、執行部から聴取し、質疑を行った。

7 平成18年 9月12日（火） 〔第7回委員会 閉会中〕

「国のヒアリングにおける知事の意見等の概要」（第1回）について、執行部から聴取し、質疑を行った。

8 平成18年10月4日（水）〔第8回委員会 定例会中〕

(1) 「足利銀行の受け皿に関する意見書（案）」について、協議を行った。

(2) 本委員会に付託された請願・陳情について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

9 平成18年11月15日（水）〔第9回委員会 閉会中〕

(1) 「足利銀行の受皿に関する公募要領」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

(2) 「県内企業の再生に向けた取組状況」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

10 平成18年12月13日（水）〔第10回委員会 定例会中〕

(1) 「足利銀行の平成18年9月期決算」について、足利銀行から聴取し、質疑を行った。

また、委員からの意見を踏まえ、足利銀行に対して不良債権処理のソフトランディング等について要望することを執行部に要請した。

(2)本委員会に付託された請願・陳情について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

11 平成19年1月25日(木)〔第11回委員会 閉会中〕
「国のヒアリングにおける知事の意見等の概要」(第2回)について、執行部から聴取し、質疑を行った。

12 平成19年3月7日(水)〔第12回委員会 定例会中〕
本委員会に付託された請願・陳情について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

委員会における主な協議事項

1 足利銀行の「経営に関する計画」の進捗状況

平成18年3月期決算及び同年9月期決算の内容並びに「経営に関する計画」の進捗状況について、足利銀行から聴取した。

各決算期において計画を上回る実績を上げ、収益基盤の再構築や企業の再生等を通じた資産の健全化など、「経営に関する計画」の最終年度として、持続可能な経営基盤の確立に向けた着実な取組が行われている。

しかしながら、今年半ばにも同行の受け皿選定という特別危機管理の終了に向けた最終ステージを迎えるに当たり、以下のような課題も認められる。

(1) 受け皿移行期における業務運営

「経営に関する計画」の総仕上げとなる「平成19年3月期決算」及びその後の受け皿に移行するまでの足利銀行の業務運営は、本県の地域経済・県民生活にとって大変重要であり、今後、受け皿への移行期を迎えるに当たり、足利銀行には、引き続き地域密着型金融の機能強化による、地域経済に最大限配慮をした業務運営と地域の

中小企業に対する支援姿勢の堅持が求められる。

また、不良債権の処理に当たっては、再生の可能性がある限り、あらゆる再生手法、再生支援機関を活用し、1社でも多くの県内企業の再生に取り組むことが地域密着型金融機関の責務でもある。

(2) 組織の活力維持等

昨年度も報告書の中で指摘したところであるが、行員の退職等により、足利銀行の行員数は「経営に関する計画」の目標値を達成し、当初想定した計画行員数を既に割り込んでいる状況にある。

少数精鋭の限られた行員数の中で、パート職員等の活用により効率的な業務運営が確保されているものの、このような状態が継続することにより、組織としての力が低下することが懸念される。組織の活力維持と行員の士気高揚を図るため、新卒採用の拡大や能力に応じたパート職員の正社員化などの積極的な取組みを期待する。

また、引き続き、「頭取表彰」や「業績表彰」などのインセンティブ制度を積極的に活用し、行員のモチベーションの維持・向上を図ることが重要である。

2 受け皿移行期における県の支援

足利銀行は、受け皿への移行という最終のステージを迎え、再生支援先に対する金融支援や取引先企業の業況改善が進んだことにより不良債権額は減少しているものの、不良債権比率にあっては、依然として他の地方銀行の平均値を大きく上回っている。

今後、受け皿への移行時期が近づくにつれて、不良債権処理が加速され、オフバランスにより、やむなく倒産・廃業に追い込まれる中小零細企業がこれまで以上に出てくることが懸念される。

県においては、このような企業のソフトランディングを支援するため、これまでの中小企業再生支援協議会や経営改善特別相談窓口における相談機能の拡充等の新たな仕組みを検討するなど、受け皿移行に伴う県内企業への影響を最小限にとどめるための取組を行うべきである。

3 受け皿問題に係る県議会の取組

(1) 受け皿に関する意見書の協議

平成18年9月1日に足利銀行の受け皿選定作業が開始

され、平成18年9月に安倍内閣が発足したことに伴い、県議会は昨年に引き続き、国に意見書を提出するため、「足利銀行の受け皿に関する意見書（案）」について協議を行った。

〔要望内容〕

足利銀行の受け皿は、本県経済の安定と発展を最大限に理解し、中核的金融機関としての役割を引き続き担うとともに、真に県民のためになる銀行として再生する「受け皿」であること。

受け皿は、合併又は事業譲渡方式では、本県の金融構造を大きく変化させ、顧客である中小企業はもとより、県内経済にも大きな影響を及ぼすことから、株式譲渡による単独再生スキームを持つ受け皿であること。

地域再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、利用者の利便性の向上など、国が実施する「地域密着型金融の機能強化の推進」モデルに沿った経営を着実に実施できる地域銀行としての受け皿であること。

国は、先に開催された「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」において、本県が要望を行っ

た16項目について、受け皿の選定に確実に反映すること。

引き続き受け皿の選定過程の節目節目においても意見を述べる機会を設け、地元の意見が最大限反映されるよう特段の配慮をすること。

この原案は、平成18年10月10日に本会議で採択され、同日、内閣総理大臣などに提出された。

なお、平成18年10月16日には、この意見書の趣旨に沿って、安倍内閣に対して、県、県議会及び県緊急経済活性化県民会議の3者が連携して、それぞれ「足利銀行の受け皿に関する要望書」を関係閣僚等に提出し、要望活動を行った。

(2) 受け皿選定に係る取組

受け皿の選定はあくまで国の専管事項であるが、県議会としては、移行後も地域の中核的金融機関としての機能を保持する受け皿に引き継がれ、真に県民のためになる銀行に生まれ変わるよう、受け皿の選定に当たり、県民総意による地域の関与や公民による一部地元資本の参

加についても、積極的に国に要望するなど、国会議員とも緊密に連携しながら、適時・適切に、取り組んでいく決意である。

おわりに

足利銀行の「経営に関する計画」は、まもなく終期を迎えるが、現在、同行の再生が経営計画を上回って進捗していること、更には、平成19年3月期決算においても経営状況の更なる改善が見込まれることなどを踏まえ、国における足利銀行の受け皿選定プロセスは第二段階に入り、受け皿候補者に事業計画書の提出が要請されている。

そして、夏頃には第2段階で絞り込んだ候補先に対し、足利銀行の企業価値を適性に評価した上で、譲受条件及び必要な修正を加えた事業計画を提出させ、内容を審査後、最終的に受け皿が決定されることとなる。

足利銀行の受け皿選定プロセスが最終局面を迎えた今、県議会としてもこれまで以上に、県や関係機関と一致団結しオール栃木体制で、国に対して強く働きかけていくことが必要であり、本県経済の安定と発展を最大限に理解し、地域の中核的金融機関としての役割を担う、真に県民のためになる銀行の実現に向け、最終的な取組を機動的かつ弾力的に行うことが重要である。

このため、本委員会は、足利銀行の受け皿決定を見極めるまで引き続き設置され、調査・研究活動が継続されることを切に望むものである。

委員名簿

足利銀行問題対策特別委員会

委員長	渡	辺	渡
副委員長	中	川	雄
委員	本	多	美
委員	花	塚	志
委員	佐	藤	栄
委員	神	谷	伸
委員	島	田	男
委員	三	森	徳
委員	井	上	行
委員	斉	藤	秀
委員	佐	藤	信
委員	梶	克	之
委員	増	淵	賢
			一

調査関係部課

商工労働観光部 産業政策課
 経営支援課
 観光交流課

出 納 局 会 計 課

足利銀行の受け皿に関する意見書

本県の中核的金融機関である足利銀行は、今般、預金保険法第一 二条第一項第三号措置の終了に係る「受け皿」の選定が開始され、特別危機管理銀行から民間の銀行に移行する一連の手続きがスタートした。

足利銀行の突然の破綻は、本県の地域経済に多大な疲弊をもたらすこととなったことから、この状況を打開するためにも、「受け皿」は本県経済の安定と発展を最大限に理解し、中核的金融機関としての役割を引き続き担うとともに、真に県民のためになる銀行として再生する「受け皿」でなくてはならない。

そのため、新銀行は、合併又は事業譲渡方式では、本県の金融構造を大きく変化させ、顧客である中小企業はもとより、県内経済にも大きな影響を及ぼすことから、株式譲渡による単独再生スキームを持つ受け皿であること、また、地域再生・中小企業の金融の円滑化、経営力の強化、利用者の利便性の向上など、国が実施する「地域密着型金融の機能強化の推進」モデルに沿った経営を着実に実施できる地域銀行としての受け皿であることが重要である。

よって、国においては、先に開催された「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」において、本県が要望を行った十六項目について、受け皿の選定に確実に反映すること。併せて、引き続き、選定過程の節目においても意見を述べる機会を設け、地元の意見が最大限反映されるよう特段の配慮を強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月十日

栃木県議会議長 阿久津 憲 二

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

足利銀行の受け皿に関する要望

平成18年10月16日

栃 木 県 議 会

足利銀行の受け皿に関する要望

本県の中核的金融機関である足利銀行は、今般、預金保険法第102条第1項第3号措置の終了に係る「受け皿」の選定が開始され、特別危機管理銀行から民間の銀行に移行する一連の手続きがスタートしました。

足利銀行の突然の破綻は、本県の地域経済に多大な疲弊をもたらすこととなったことから、この状況を打開するためにも、「受け皿」は本県経済の安定と発展を最大限に理解し、中核的金融機関としての役割を引き続き担うとともに、真に県民のためになる銀行として再生する「受け皿」でなくてはなりません。

そのため、新銀行は、合併又は事業譲渡方式では、本県の金融構造を大きく変化させ、顧客である中小企業はもとより、県内経済にも大きな影響を及ぼすことから、株式譲渡による単独再生スキームを持つ受け皿であること、また、地域再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、利用者の利便性の向上など、国が実施する「地域密着型金融の機能強化の推進」モデルに沿った経営を着実に実施できる地域銀行としての受け皿であることが重要であります。

そこで、国においては、先に開催された「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」において、本県が要望を行った16項目について、受け皿の選定に確実に反映すること。併せて、引き続き、選定過程の節目においても意見を述べる機会を設け、地元の意見が最大限反映されるよう特段の配慮を強く要請します。

内閣総理大臣 安倍晋三様

平成18年10月16日

栃木県議会議長 阿久津 憲 二

要 望 書

栃 木 県

要 望 書

貴行においては、企業価値の向上を目指し、平成16年6月に策定した「経営に関する計画」に沿って、抜本的な経営改革、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に向けた取組などの様々な施策を実施し、着実にその成果を上げてきたところであり、国においては、これらの成果を踏まえ、貴行の受皿について具体的な選定作業を進めています。

県では、受皿選定のプロセスにおいて、貴行の平成19年3月期決算及びその後の受皿に移行するまでの業務運営が、本県の地域経済・県民生活にとって大変重要なものになると認識しており、このような重要な時期を迎えるにあたり、改めて次の事項について特段の配慮を要望します。

1. 地域経済に配慮した業務運営と中小企業に対する支援姿勢の堅持

県内経済については、全般的には改善してきているものの、業種、企業規模、地域間において改善の度合いに違いが見受けられ、特に中小企業にあっては、地場の産業を中心に、引き続き厳しい経営環境が続いています。

このような実情を十分に理解し、地域密着型金融の機能強化計画による、地域経済に最大限の配慮をした業務運営を行うとともに、とりわけ、地域の中小企業に対する支援姿勢を、引き続き堅持していただきたい。

2. 不良債権処理への対応

不良債権の処理に当たっては、できる限り事業再生の目線でその可能性を見極め、再生の可能性がある企業にあっては、あらゆる再生手法、再生支援機関を活用し、引き続き再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

また、このような企業が1社でも多く、受皿となる金融機関に引き継がれるよう、最大限の取組を要望します。

平成18年12月20日

株式会社 足利銀行

代表執行役頭取 池田 憲人様

栃木県知事 福田 富一